

保育・教育の提供の開始にあたり、当園があなたに説明すべき内容は、次のとおりです。

1 事業者の運営主体

事業者の名称	甲府市
事業者の所在地	甲府市丸の内一丁目18番1号
事業者の電話番号	055-237-1161
代表者氏名	甲府市長 樋口雄一

2 利用施設の概要

種別	保育所
名称	甲府市北新保育所
所在地	甲府市北新一丁目1番23号
電話番号・FAX	055-252-3983
管理者	所長
開設年月日	昭和37年4月1日
利用定員	満3歳以上の児童 54人 満1歳以上満3歳未満の児童 24人 満1歳未満の児童 7人

3 施設・設備の概要

園舎平面図 ※P.14 添付

敷地面積		2,342.8㎡	
園舎	構造	鉄筋コンクリート2階建て	
	延床面積	1,127㎡	
施設設備	乳児 ほふく室	2室	つくし・たんぽぽ組 (0・1歳児) プレイルーム
	保育室	3室	すみれ組(2歳児) ひまわり組(3歳児) ゆり・コスモス組(4・5歳児)
	絵本の部屋	1室	
	遊戯室	1室	
	調理室	1室	
	調乳室	1室	
	幼児用トイレ	14個	
	医務室	1室	
事務室	1室		
設備の種類		プール・冷暖房・屋外遊具・放送設備・AED設置	
屋外遊技場(園庭)		屋外遊戯場 1,215.8㎡	

4 施設の目的、運営方針

1) 目的 運営方針に基づき保育を必要とする児童を日々受け入れ、保育を行うことを目的とします。

2) 運営方針

【 保育理念 】 「 次代を担う子どもたちを育む 」



- ・ 子どもと子育て家庭の笑顔をつくる
- ・ 将来を担う子どもたちの「思いやる心」や「生きる力」など心身ともにすこやかな成長を育む

【 保育方針 】

- ① 家庭や地域社会との連携を図り、保護者に対する支援や地域の子育て支援等社会的役割を果たす。
- ② 健康・安全で情緒の安定した環境のもとで、健全な心身の発達の育成を図る。
- ③ 養護と教育が一体となって、豊かな人間性を持った子どもを育成する。

【 園目標 】 「 心身ともにすこやかな子ども 」

【 年齢別目標 】

- 0歳児 … 保健的で安全な環境のもとで欲求を満たし、心地よく過ごす中で愛着関係や信頼関係を育む。
- 1歳児 … 安心できる環境の中で自分の気持ちを表現し、身の回りのことや遊びに興味をもちやってみようとする。
- 2歳児 … 安定した関わりや生活の中で出来た喜びを感じたり、保育士や友だちへの興味・関心を広げ、言葉で表現したりしようとする。
- 3歳児 … 様々な経験を通して友だちとの関わりを楽しみ、意欲的に身の回りのことを行いながら基本的な生活習慣を身につける。
- 4歳児 … 遊びや活動を通して友だちとの関わりを深め、共通の目的をもって意欲的に活動することを楽しむ。
- 5歳児 … 自分の力を発揮しながらみんなで一つの目標に向かい、達成感や充実感を味わいながら生活する。



5 職員体制

施設長	1人（資格有）
保育士	12人（常勤6人 非常勤6人）
調理員	3人（常勤1人 非常勤2人）
看護師	0人（非常勤0人）

6 保育・教育を提供する日

保育を提供する日は、月曜日から土曜日までとします。

ただし、年末年始(12月29日から1月3日)及び祝祭日は、休園となります。

7 保育・教育を提供する時間

(1) 開所時間 午前7時30分から午後6時30分

(2) 保育標準時間認定に係る保育時間

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

(3) 保育短時間認定に係る保育時間

午前8時30分から午後4時30分までの範囲内で、保育を必要とする時間となります。

なお、上記以外の時間帯において、やむを得ない理由により保育が必要な場合は、午前7時30分から午前8時30分まで及び午後4時30分から午後6時30分までの範囲内で延長保育を提供いたします。

延長保育の利用にあたっては、別途利用者負担(1時間につき200円)が必要となります。

保護者の方が正門・東門を入った時間を基準とします。

(4) 土曜日の保育時間

保育に欠ける場合に限り(入所基準である保育の利用を必要とする理由)、

午前7時30分から午後6時30分までの範囲内で保育を必要とする時間となります。

- ❖ 北新保育所、中央保育所に入所しているお子さんを中央保育所で合同保育をします。
- ❖ 給食提供をします。
- ❖ 土曜保育ご利用の場合は、土曜保育申請書(年度始め又は初回利用時)と土曜保育利用予定表(毎月)を提出してください。

なお、土曜保育予定表は給食発注・職員配置の都合上、前月の20日までに提出してください。

8 利用料金及び支払い方法

保育料 (0.1.2歳児クラス)	保護者が居住する市町村が定める利用料 (父母両方の市町村民税をもとに算出) 口座振替により、市へ直接納付 振替日は各月の末日 (金融機関が休業日の場合は、翌営業日が振替日)
給食費 (3.4.5歳児クラス)	月額4,950円 支払い方法は、上記の保育料と同様
延長保育料 (保育短時間利用者)	1時間につき200円 ※ 保育所で徴収し、市へ納付
日本スポーツ共済センター 共済掛け金	年間245円 ※ 保育所で徴収し、市へ納付
保護者会費	1カ月650円(4・10月に 3,900 円ずつ徴収) ※ 保育所で徴収し、保護者会管理
写真代	5歳児…年間 3,860 円 (4、10月に 1,930 円ずつ徴収) 0～4歳児…年間 1,570 円(4月徴収) ※ 保育所で徴収し、保護者会管理

※ 保育料については、減免制度がありますので、甲府市役所子ども保育課にご相談ください

※ 給食費については、減額になる場合もありますので、保育所にお問い合わせください。

9 提供する保育・教育の内容

児童福祉法、子ども・子育て支援法、その他関係法令等厳守し、保育所保育指針及び全体的な計画に沿って、乳幼児の発達に必要な保育・教育を提供します。

* 健康



◎ 春と秋に嘱託医による健康診断を行います。(内科・歯科)

❖ 内科・歯科健診当日にやむを得なく欠席する場合は、後日各家庭にて受診し、結果を提出していただきます。嘱託医にて受診する場合は無料です。

◎ 年に2回尿検査を行います。

❖ 尿検査は、二次検査が最終提出となります。二次でも提出できなかった場合には、各家庭にて医療機関で検査の上、結果を提出していただきます。(自費)

◎ 毎月発育測定を行います。

(爪や皮膚などの全身状態も合わせて見るため、肌着で測定します)

◎ 保育の中で衛生指導を行います。

◎ 年齢に応じた基本的生活習慣の確立をしていきます。

* 食 事

- ◎ 食事の正しい習慣を身につけます。
- ◎ 楽しい雰囲気の中で食事をします。
- ◎ 離乳食、乳児食を一人ひとりの成長に合わせて調理を行っています。
- ◎ 自分達で育てた野菜を食べるなど、毎日の給食を通して食べることの大切さを学びます。
- ◎ 医師の指示書のもと保護者と連携を取りながら、アレルギー除去食も行っています。
- ◎ 毎月給食検討会を開き、豊富なメニューが用意できるよう心掛けています。



* 安 全

- ◎ 災害時を想定した避難訓練を毎月園児と職員で行っています。(地震、火災、水害、不審者対策)
- ◎ 引き渡し訓練を年1回(9月)行っています。
- ◎ 甲府市交通指導員による交通安全教室を年4回行っています。就学時等の交通指導も受けます。
- ◎ 子ども達が安全に活動できるよう園内の遊具等の点検を毎日行っています。(業者点検年1回)
- ◎ 衛生管理に気をつけています。

* 生活とあそび

- ◎ 異年齢保育を取り入れながら、友だちとのつながりを深めています。
- ◎ 散歩を取り入れ自然に親しみ、興味や関心を育てます。
- ◎ 絵本、童話、紙芝居等を見たり聞いたりして、想像力を育てます。
- ◎ 友だちと協力しながら、意欲的に様々な活動をしています。
- ◎ 歌を歌ったり、リズム楽器を使ったりして表現する楽しさを味わいます。
- ◎ 戸外で体を動かして元気に遊びます。



* その他の保育

- ◎ 障がい児保育……みんなと一緒に生活することによって多くの刺激を受け、認め合いながら理解を深め、思いやりの心を養います。

10 給食について

< 給食の提供にあたって >

- ・ 自園調理 ・ 給食検討会 ・ 献立表の配信 ・ 地産地消推進 ・ 食育の取り組み

< アレルギー対応について >


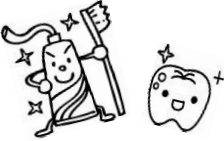
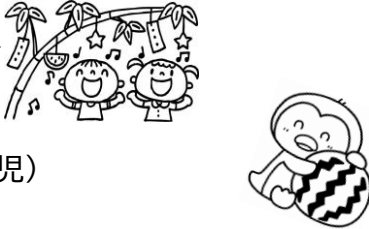


- ・ 食物アレルギー疾患生活管理指導表の提出。
※(6ヶ月ないし1年に1回、医師の診断を受けてください)
- ・ 指示書に従って、除去食(原則的には完全除去)及び代替食の提供をしています。
- ・ 除去食の解除にあたっては医師の診断後、ご家庭で5回以上喫食し、異常がない場合は解除申請書(保護者記入)の提出をお願いしています。









＜デイリープログラム＞

時間	0歳児 (つくし)	1歳児 (たんぼぼ)	2歳児 (すみれ)	3歳以上児 (ひまわり・ゆり・コスモス)
7:30	早出保育(早番の部屋で異年齢児保育)			
8:30	≪順次登所≫ ・視診 ・検温 ・ふれあい遊び ※オムツ交換 ・(月齢によって) 睡眠、授乳 ・手洗い ≪朝の会≫ ・挨拶・手遊び・うた ≪おやつ≫	≪順次登所≫ ・視診 ・検温 ≪自由遊び≫ ※オムツ交換・排泄 ・手洗い・うがい (後半) ≪朝の会≫ ・挨拶・手遊び・うた ≪おやつ≫	≪順次登所≫ ・視診 ・検温 ・持ち物の身支度 ≪自由遊び≫ (室内・戸外) 排泄・手洗い・うがい ≪朝の会≫ ・挨拶・手遊び・うた ≪おやつ≫	≪順次登所≫ ・視診 ・持ち物の身支度 ≪自由遊び≫ (室内・戸外) 排泄・手洗い・うがい ≪朝の会≫
9:30	※オムツ交換 ・室内または 戸外遊び(外気浴) ・(月齢によって) 睡眠、授乳	※オムツ交換・排泄 ・室内または戸外遊び	室内または戸外遊び (活動)	計画に基づいた活動
11:00	・手洗い ≪給食(離乳食)≫	手洗い・うがい(後半) ≪食事≫	・排泄・手洗い・うがい ・給食準備	
11:30			≪食事≫	・排泄・手洗い・うがい ・給食準備 ≪食事≫
12:30	・オムツ交換 視診・着替え ≪睡眠≫	※オムツ交換・排泄 視診・着替え ≪午睡≫	・排泄 ・視診・着替え ≪午睡≫	・歯磨き・排泄 ・視診・着替え ≪午睡≫
13:00	検温・視診 ※オムツ交換 ・手洗い ≪おやつ≫	検温・視診 ※オムツ交換・排泄 手洗い・うがい(後半) ≪おやつ≫	・着替え・排泄 ・検温・視診 ・手洗い・うがい ≪おやつ≫	・排泄・手洗い・うがい ≪おやつ≫
15:00	≪帰りの会≫ ≪自由遊び≫	≪帰りの会≫ ≪自由遊び≫	≪帰りの会≫ ≪自由遊び≫	・降所の支度 ≪帰りの会≫
16:00	・視診 ※オムツ交換 ≪順次降所≫	視診 ※オムツ交換・排泄 ≪順次降所≫	・視診 ・排泄 ≪順次降所≫	≪自由遊び≫ ・排泄 ≪順次降所≫
17:00～ 18:30	残留保育(遅番の部屋で異年齢児保育)			

※ 子どもの月齢に応じて個別対応のため、月齢に応じて時間帯が異なります

年間行事予定

4月	<p>★ 入所式 進級式 サッカー教室(4.5 歳児)</p>
5月	<p>こどもの日集会 歯科健診・内科健診 尿検査 ごっこあそび</p> 
6月	<p>虫歯予防デー集会 ★ 保育参観</p> 
7月	<p>七夕集会・プール開き 夏祭り さちかぜ号来所 ★ 個別懇談(3・4・5 歳児) 夏のあそび</p> 
8月	<p>すいかわり 夏のあそび</p> 
9月	<p>防災訓練 / ★ 引き渡し訓練 プール納め お月見集会</p> 

10月	<ul style="list-style-type: none"> ★ 北新地区文化祭(3・4・5 歳児) ★ 運動会 内科・歯科健診 ★ 親子遠足(5 歳児) 	
11月	<ul style="list-style-type: none"> ★ キッズフェスティバル(5 歳児) 七五三参拝 尿検査 	
12月	★ クリスマス会	  
1月	<ul style="list-style-type: none"> お正月遊び 小正月まゆ玉作り ★ 保育参観 	
2月	<ul style="list-style-type: none"> 節分豆まき お別れ遠足(5 歳児) おわかれ会・お楽しみ給食 	
3月	<ul style="list-style-type: none"> ひなまつり集会 ★ 保育証書授与式 思い出作り遠足(2～5 歳児) 	
毎月	誕生会・避難訓練・発育測定	
年 4 回	交通安全教室	

※ ★印は保護者参加予定の行事です。

※ 変更になる場合もありますので、ご了承ください。

※ 季節行事がある月は、行事食があります。

11 入所・進級にあたって

* 保育所の開所時間は午前7時30分から午後6時30分ですので、この範囲を超えないようにご協力ください。保育利用時間は、就業時間に送迎時間を含めた時間となります。

◀ 登所・降所について ▶

- ❖ 送迎は保護者の方が行ってください。代わりの方が迎えに来る時は、必ずその旨を保育所に連絡をお願いします。連絡がない場合は確認をとらせていただきます。
- ❖ 自動車で送迎する際は、必ずチャイルドシートを着用してください。また、自転車で送迎する際は、ヘルメットの着用をお願いします。
- ❖ 正門・東門と2階の保育室に行く階段上の鍵は必ず2ヶ所閉めてください。扉および鍵の開閉はお子さんにはさせず、保護者の方が行うようにしてください。東門は防犯上、午前10時から午後3時の間は施錠しています。施錠時間帯に出入りする際は、インターホンでお知らせください。対応に時間がかかることもあるため、お急ぎの場合は正門から入るようにしてください。
- ❖ 門扉の出入りや駐車場では、お子さんの動きに十分注意してください。特に送迎時間帯は車の通行量が多いので、お子さんと手をつないで歩くようにしてください。
- ❖ 駐車場は北側と南側の2ヶ所です。ご利用の際は、交通ルールに従って徐行運転をお願いします。また混雑を避けるため、園庭で遊ばず速やかに送迎をお願いします。なお、車から離れる際は必ずエンジンを止め施錠してください。
- ❖ 登所は午前9時30分までをお願いします。園生活のリズムにスムーズに乗れるようにしましょう。
- ❖ 欠席および登所が遅くなる場合は、午前9時30分までにコドモンアプリでお知らせください。または、保育所 055-252-3983 に連絡をお願いします。午前9時30分までに登所せず連絡もない場合は、確認のため保育所から連絡をさせていただきます。
- ❖ コドモンアプリで連絡の際は、遅刻・欠席理由を入力してください。電話連絡の際は、クラス氏名遅刻・欠席理由をお伝えください。
 - * 欠席理由の例：家庭の都合・発熱（いつ頃から何度くらいの発熱があるか）・嘔吐下痢（回数や食欲の様子など）・風邪症状（鼻水・咳の様子など）
- ❖ 登所・降所時は、タブレットで打刻をしてください。打刻は必ず保護者の方が行い、お子さんが行ったりタブレットの移動をしたりしないようにしてください。
- ❖ 3歳以上児は園服とカラー帽子を着用し、登所・降所してください。
- ❖ 感染症対策用に予備のマスク（記名したもの）を通園かばんに入れておいてください。

- ❖ 保育所から家庭への連絡は、コドモンアプリにてお知らせの配信、又は掲示をしますので、毎日確認をお願いします。毎月の出欠席集計（コスモス組・ゆり組・ひまわり組）発育測定、健康診断、尿検査の結果を確認したら、確認印またはサインをしてください。
- ❖ おもちゃを持って来たり、お菓子等を食べたりしながらの登所はしないでください。
また、食物アレルギーのあるお子さんもいますので、食べ物は持ってこないでください。

《 健康管理について 》

- ☆ 朝、登所前に必ず検温・視診をし、お子さんの健康状態を確かめてから登所させてください。
3歳未満児はおたより帳へ、3歳以上児は健康チェックカードへ記入をお願いします。
- ☆ いつもと様子が違う時や、体調不良による欠席の後初めて登所する際は、お子さんの様子を口頭でお知らせください。
- ☆ 必ず朝食は食べ、水分補給をして登所前に排便の習慣をつけましょう。
- ☆ 保育中にお子さんに傷病等の異常が生じた時は保護者に連絡しますので、連絡先は明確にしておいてください。なお、緊急を要すると判断した場合は、医師の診断のもと適切な処置を行います。
- ☆ 保育所では、基本的には投薬は行わない事になっています。病院受診の際にその旨を主治医に伝え、家庭にて服用可能な1日2回の処方にしていただけるようお願いしてください。また、1日3回の処方であっても①朝 ②帰宅してからの夕方 ③就寝前などに服用可能か主治医に確認していただきますようお願いいたします。

慢性疾患などでやむを得ず保育所で投薬が必要な場合は、必ず事前にご相談ください。

- ☆ 投薬が必要な場合は、登所時に事務所（早番時は保育室）で「薬連絡票」に必要事項を記入し、1回分の薬を手渡ししてください。「薬剤情報提供書」の提出も一緒をお願いします。
- ☆ 気管支拡張剤について（ホクナリン・ツロブテロールテープなど）
 - *貼付する場合は、お子さんの手が届かないよう背中に貼ってください。
 - *剥がれないように防水フィルムや優肌絆などを上から貼ってください。
 - *貼付している場合は、登所時に職員にお知らせください。
 - *使用中のプール遊びはできません。
- ☆ 保育所で感染症が発生した場合、コドモンアプリでお知らせします。集団感染を防ぐためにも医療機関への受診などご協力をお願いすることがあります。また、ご家庭でインフルエンザや感染性胃腸炎、新型コロナウイルスなど感染力の強い感染症が発生した場合は、速やかに保育所へお知らせください。送迎者が感染症にかかっている場合や感染の疑いがある場合は、保育所へ電話をください。門からの送迎を保育士が行います。

- ☆ 予防接種は、保護者の責任において体調が良い時に計画的に接種してください。予防接種を受けた当日は安静と家庭での状態観察が必要になりますので、予約は午後や週末に取るようにし、接種した時は担任に教えてください。
- ☆ ご家庭で痙攣^{けいれん}や肘内障^{ちゅうないしょう}等があった場合は、保育所での周知が必要なため必ずお知らせください。

《 感染症について 》

- ◎ 保育所で感染症が発生した場合は、コドモンアプリでお知らせします。感染症流行時に感染症の疑いのある症状が見られる場合は、医療機関への受診をお願いします。
- ◎ 園児が感染した場合、または家庭内（保護者や同居家族）において、新型コロナウイルスやインフルエンザ、胃腸炎など感染力の強い感染症が発生した場合は速やかに保育所にお知らせください。
- ◎ 園児が感染した場合、感染症登所基準により「意見書（医師記入）」か「登所届（保護者記入）」が必要になります。
- ◎ 「医師の意見書が必要な感染症について」「意見書（医師記入）」「保護者の登所届が必要な感染症」「登所届」の様式は、別添にあります。
- ◎ 発熱・嘔吐・下痢等の症状が見られた場合は、お子さまの体調の変化を観察していただくため、翌日は家庭で休息をとってください。なお、症状がなくなり普段の食事・普通便が確認できること、また全身状態が良いことを登所の基準としてください。判断に迷う時は、登所前に保育所にご相談ください。

《 休日(土日・祝日)における緊急連絡先について 》

- ◎ 甲府市役所(代表)055-237-1161へ連絡し、『北新保育所・クラス名・園児名・保護者の連絡先』をお伝えください。所長から折り返し連絡します。

《 その他 》

- ❖ 衣類は、動きやすく子どもが自分で着脱しやすい柔らかい物を着用するようにしましょう。また、衣類や持ち物には必ず名前を書いてください。怪我の危険性があり、運動遊び等保育活動が制限されるため【フード付きの衣類や上着・スカートやスカート付きズボン・ワンピース・チュニック・スパンコール付きの衣類・ワイドパンツ・ガウチョパンツ】の着用は避けてください。
- ❖ 保護者の退職や勤務先・連絡先の変更があった場合は、速やかにお伝えください。
- ❖ 諸費等の徴収するお金は釣銭のないよう、登所時に直接職員へ渡してください。(土曜日は除く)
- ❖ 毎週金曜日に、コスモス・ゆり・ひまわり組は、上履き・防災頭巾カバー・午睡布団
すみれ・たんぽぽ・つくし組は、上履き・カラー帽子・午睡布団を持ち帰ります。洗濯・乾燥・天日干しをして月曜日に持たせてください。
- ❖ 保育所内はすべて禁煙です。

12 保育所と保護者との連携について

保育所は保護者とともに子どもを育てる営みであり、子どもの24時間の生活を視野に入れ、保護者の気持ちに寄り添いながら家庭との連携を密にして保育を行います。心配なことや分からないことはいつでも職員にお尋ねください。

- ・連絡帳 ・クラス掲示板（今日の出来事） ・園だより ・クラスだより
- ・保健だより ・保護者アンケートなど

*保護者とのコミュニケーションをとりながら信頼関係を築き、地域に根ざした保育所づくりに努めます。

13 苦情相談窓口

意見、ご要望の解決のしくみ（事務所入り口に掲示）

保護者 → 意見・要望等の受付（主任保育士） → 相談・解決責任者（所長）

※ 話し合いにより意見・要望等を解決します。

※ 第三者委員（民生委員・児童委員）が、必要に応じて話し合いに立ち会います。

14 虐待防止のための対応

虐待を受けたと思われる子どもを発見した場合は、すみやかに児童虐待の防止等に関する法律の規定に従い、児童相談所等適切な機関に通告します。

15 嘱託医

以下の医療機関（小児科・歯科）と嘱託医契約を締結しています。

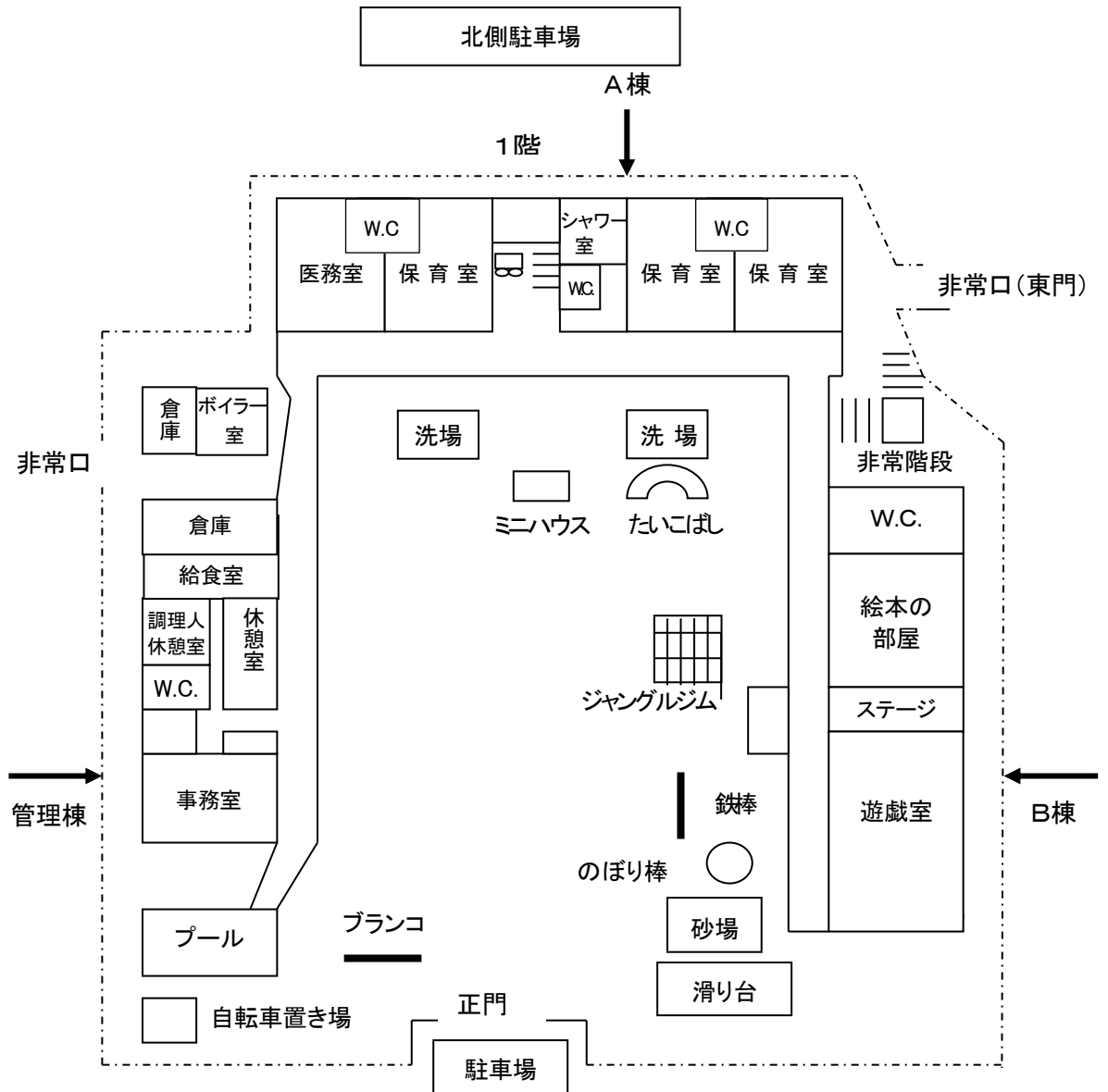
病院名	医師名	住所	電話番号
宮澤医院	宮澤 博夫	甲府市塩部3丁目14-7	252-2850
富士見歯科医院	一瀬佳世子	甲府市富士見1丁目18-4	252-3511

16 地域との交流及び育成支援について

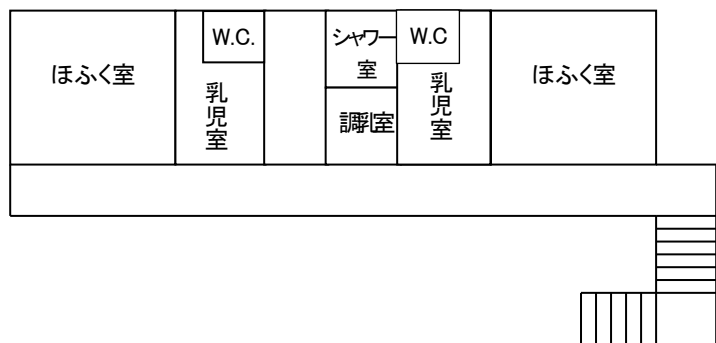
地域の人や場、関係機関と連携し、次世代育成支援の観点から小・中・高生などの体験学習や保育士養成機関の学生の保育実習を受け入れます。

- ❖ 実習生の受け入れ
- ❖ 地域の文化祭などへの参加を通して地域の方と交流する。

甲府市北新保育所 園舎平面図



2階



避難場所

- 第一避難所 北新保育所園庭
- 第二避難所 北新小学校校庭